

## 国立大学法人大阪大学教職員の扶養手当に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第27条の規定に基づき、扶養手当の支給に関する細目を定めることを目的とする。

2 この細則において、「大学」とは、国立大学法人大阪大学のことをいい、「教職員」とは、給与規程の適用を受ける者をいう。

### (届出)

第2条 新たに大学の教職員となった者に給与規程第27条第2項に規定する扶養親族がある場合、又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、当該教職員は直ちにその旨(新たに大学の教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を大学に届け出なければならない。

(1) 新たに給与規程第27条第2項の規定に該当する扶養親族が増えたとき。

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があるとき(給与規程第27条第2項第2号又は第4号に該当する子、孫又は弟妹が満22歳に達した日後、最初の3月31日が経過したことにより、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となったとき(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 前項の届出は、扶養親族届により行うものとする。

### (支給の始期等)

第3条 扶養手当の支給開始時期は、次のとおりとする。

(1) 新たに大学の教職員となった者に扶養親族があるとき 採用された日の属する月の翌月

(2) 扶養親族のない教職員に前条第1項の事実が生じたとき 当該事実が生じた日の属する月の翌月

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる日が月の初日であるときは、その日の属する月から扶養手当を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、扶養手当に係る届出が、それぞれの事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から扶養手当を支給する。

4 扶養手当の支給終了時期は、次のとおりとする。

(1) 扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡したとき 当該離職又は死亡の日の属する月

(2) すべての扶養親族がその要件を欠くに至ったとき 当該事実が生じた日の属する月

5 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月をもって扶養手当の支給を終了する。

### (支給額の改定)

第4条 扶養手当は、これを受けている教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている教職員が、さらに扶養親族を有するに至ったとき。

(2) 一部の扶養親族がその要件を欠くに至ったとき。

(3) 扶養親族たる子、父母等を有する教職員が扶養親族でない配偶者を有するに至ったとき、又は配偶者を欠くに至ったとき。

(4) 扶養親族たる子が、満15歳に達した後、最初の4月1日を迎えたとき。

2 前項第1号から第3号までの事実が生じた場合には、教職員はその旨を直ちに大学に届け出なければならない。その場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月から、扶養手当の額を改定する。

3 第1項第4号の規定に該当する場合には、当該4月から、扶養手当の額を改定する。

4 前2項の規定にかかわらず、その事実が生じた日が月の初日である場合には、その日の属する月から、扶養手当の額を改定する。

5 前3項の規定にかかわらず、届出がそれぞれの事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、扶養手当の額が増額される場合に限り、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、扶養手当の額を改定する。

### (扶養親族の範囲)

第5条 次の各号に掲げる者は、給与規程第27条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には含まれないものとする。

(1) 教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は他法人、民間事業所その他におけるこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

### (認定)

第6条 大学は、教職員から第2条及び第4条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認

定しなければならない。

- 2 大学は、前項の規定により認定した教職員の扶養親族に係る事項その他扶養手当の支給に関する事項を扶養認定簿に記載するものとする。
- 3 大学は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明する書類の提出を求めることができるものとする。

#### (事後の確認)

- 第7条 大学は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が給与規程第27条第2項の扶養親族としての要件を具備しているか、扶養手当の月額が適正なものか等について随時確認することができるものとする。
- 2 前条第3項の規定は、前項の確認を行う場合に、これを準用する。

#### (日割計算)

- 第8条 教職員が国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第14条第1項の規定により休職とされたとき、就業規則第37条第2項第3号の規定により停職とされたとき、又は国立大学法人大阪大学教職員育児・介護休業等に関する規程に基づき育児休業又は介護休業を取得したときは、その月分の扶養手当は、日割計算により、これを支給する。
- 2 前項の日割計算は、給与規程第6条第2項の規定を準用して、これを行う。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。